埼玉県食の安全・安心の確保に関する基本方針

平成19年4月1日制定令和元年5月14日改正

I はじめに

近年において、国際化の進展、科学技術の発展などにより、輸入食品や新たな加工食品などが販売され、食品を取り巻く環境が大きく変わってきている。

また、牛海綿状脳症(BSE)や食品の偽装表示問題の発生など、食品の安全性に対する信頼が揺らいでおり、食の安全・安心の確保が今まで以上に必要となっている。

このため、県では、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下で食品の生産から消費に至る行程において、総合的な食品の安全性と消費者の信頼性を確保し、本県の農林漁業関連事業及び食品産業の振興にも寄与することを目的に、平成16年9月、「埼玉県食の安全・安心条例(以下「条例」という。)」を制定した。

この条例第8条に基づき、食の安全・安心に関する施策の総合的かつ計画的な 推進を図るため、基本的な施策を明らかにした「埼玉県食の安全・安心の確保に 関する基本方針(以下「基本方針」という。)」を策定するものである。

Ⅱ 基本的な施策の柱

食品安全行政は、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に推進する。

県は、科学的知見に基づき、食品の生産から消費に至る一連の行程の各段階に おいて安全性の確保を図り、多くの関係者の意見を聞き施策を講じて行く。

このための基本的な施策の柱を次のとおり定める。

- 1 安全な食品の生産・供給の促進
- 2 生産から消費にわたる監視・指導の徹底
- 3 県民参画による相互理解と信頼関係の構築

Ⅲ 施策の方向

1 安全な食品の生産・供給の促進

- (1) 生産段階における指導等の充実強化
- ア 農薬・動物用医薬品等の適正使用の徹底

農薬や動物用医薬品など使用基準の遵守を推進する。

また、ポジティブリスト制度に対応するため農薬等使用者に対して、記帳

や農薬の飛散防止の徹底など指導を強化する。

イ 自主衛生管理の支援

農畜産物の安全・安心な生産体制を確立するため、生産ガイドラインを策 定し、これを普及することを通じて自主衛生管理の支援を行う。

ウ特別栽培農産物の普及

県民へ安全・安心な農産物を安定供給するため、特別栽培農産物を普及する。

エ 農畜産物トレーサビリティシステムの導入支援等

食肉流通合理化計画に基づく食肉加工の安全対策を推進するとともに、 農畜産物の生産履歴追跡システム(トレーサビリティシステム)の導入を支援する。

(2) 食品産業との連携と地産地消の推進

安全・安心な食品の供給を求める消費者のニーズに対応するため、本県の 安全・安心な農産物の生産拡大を進め、食品産業との連携強化を支援する。 また、地産地消を一層進めるため、農産物直売所の整備などを支援すると ともに学校給食や量販店などにおける県産農産物の利用拡大を支援する。

(3) 食品の安全に関する研究等の推進

安全で安心な農畜産物の生産、供給のため、新品種の育成、農薬に頼らない生産技術や農作物への適正な施肥技術の開発や研究等を推進する。

(4) 地域の環境保全と食品循環資源利用の推進

ア 地域の環境保全

埼玉県環境基本計画を着実に推進することにより環境負荷の継続的な低減を図るとともに、リスクコミュニケーションの支援などを通じて事業所からの化学物質の環境中への排出削減を進め、地域の環境保全に努める。

イ 再生可能な有機物資源の利活用

再生可能な生物由来の有機性資源(家畜ふん、稲わら、麦わら等)を活用し土づくりを進めるほか、食品の生産から消費に至る一連の行程で生じる動植物性残渣、売れ残り食品等の食品循環資源を肥料や飼料等へ再生利用を進めることにより、資源循環の取組を支援する。

2 生産から消費にわたる監視・指導の徹底

(1) 食品の安全のための自主管理体制の向上を推進

食中毒や違反食品等が発生しないよう、食品の生産・加工・流通及び販売の各段階における自主検査等を促すとともに、記録の作成や保存など自主管理体制の推進を図る。

(2) 製造段階における監視・指導の充実強化

食品の製造・加工・調理段階における、食品衛生法、食品衛生法施行条例及び食品衛生に関する条例等に基づく監視・指導を充実強化する。

食品の製造又は加工の技術の進展に対応した専門監視体制を強化するとともに、ハサップの考え方を用いた監視技術の向上を図る。

(3) 流通段階における監視・指導の充実強化

生鮮食品の流通の拠点において、食品の特性に基づく衛生上の問題点を 考慮した専門監視・検査を充実強化する。

特に、卸売市場における監視・検査体制の充実強化及びとちく場等における食肉検査体制の整備を行う。

加工食品などの販売店、特に大手スーパーマーケットや量販店に対して、 食品の取扱いやアレルギー物質を含む食品の表示等について、監視指導を 強化する。

また、いわゆる健康食品などに対する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律や食品衛生法、健康増進法に基づく監視指導の強化を図るとともに、販売業者への衛生思想の普及啓発を図る。

(4) 輸入食品に対する監視・指導の充実強化

輸入された原材料に対する危害(微生物学的、化学的、物理学的)に着目した監視・指導を強化する。

流通又は販売される輸入生鮮食品及び輸入加工食品に対しては、危害性の高い残留農薬、残留動物用医薬品、指定外添加物、腸管出血性大腸菌O157、放射能等の検査体制を強化する。

(5) 食品表示の適正化の推進

表示は、食品を選択する重要な目安となるものであり、食品表示法、不当 景品類及び不当表示防止法(景品表示法)等の適切な運用を図るとともに、 県民にわかりやすい表示の推進のため食品等事業者の指導・啓発を行う。

県民の視点に立った表示を進めるという観点から、食品の内容を正しく 理解するために必要な表示、アレルギーなどの誘発を警告する表示、環境 対策を考慮した容器包装の素材表示、技術革新に伴う新たな食品に関する 情報表示及び特別栽培農産物の適正な表示等を推進する。

(6) 試験検査体制の強化等

食品中の有害物質を正確で迅速に検出するための調査研究、分析用機器の整備及び食品検査の業務管理基準(食品GLP)の充実を図り、監視指導と連動した検査体制を強化する。

また、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・ 提供を行い、併せて疫学調査などの円滑な実施を図る。

3 県民参画による相互理解と信頼関係の構築

(1) 県民の意見の施策への反映等

「埼玉県食の安全推進委員会」(以下、「食の安全推進委員会」という。) を活用し、施策への県民の意見の反映と具体的な県民参画の推進を図る。 また、県民の意見を施策へ反映させるため、県政モニターアンケートやインターネット等も活用して、広く県民ニーズの把握に努める。

(2) リスクコミュニケーションの促進

県、県民、農林漁業関連事業者及び食品等事業者が、互いに食の安全・安心について情報及び意見を交換し、相互理解を深めるためリスクコミュニケーションを促進する。

(3) 正しくわかりやすい情報・知りたい情報の提供

ア 情報の収集と提供

食の安全・安心確保のため、国内外の食の安全・安心に関する幅広い情報の収集・蓄積を一元的に行い、関係部局との情報の共有を図り、食の安全・安心に関する正しくわかりやすい情報・知りたい情報の積極的な提供・公開を行う。

イ 消費生活における食の安全確保のための消費者学習の支援等 県民が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるように、食の 安全に関連した自発的な学習活動を支援し、商品テスト結果を県民へ情報提 供する。

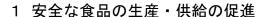
(4) 望ましい食生活・食の安全に係る食育の推進

生涯を通じ望ましい食生活や伝統的な食文化、地域の農産物の活用など、「食」に関する基礎的な知識と理解を深め、食品の安全性に関する判断力を高める食育を進める。

(5) 健康で豊かな食文化の推進

県民が主体的に取り組む活動に対して、活動の場づくり、情報の提供、人材の養成及び関係団体のネットワーク形成など適切な支援を推進する。

Ⅳ 施策の体系



- (1)生産段階における指導等の充実強化
- (2)食品産業との連携と地産地消の推進
 - (3) 食品の安全に関する研究等の推進
 - (4)地域の環境保全と食品循環資源利用の推進

2 生産から消費にわたる監視・指導の徹底

- (1) 食品の安全のための自主管理体制の向上を推進
- (2) 製造段階における監視・指導の充実強化
- (3)流通段階における監視・指導の充実強化
- (4)輸入食品に対する監視・指導の充実強化
- (5) 食品表示の適正化の推進
- 一 (6) 試験検査体制の強化等

3 県民参画による相互理解と信頼関係の構築

- (1)県民の意見の施策への反映等
- (2) リスクコミュニケーションの促進
- (3)正しくわかりやすい情報・知りたい情報の提供
- (4)望ましい食生活・食の安全に係る食育の推進
- (5)健康で豊かな食文化の推進

V 食の安全・安心確保に向けた推進体制等の整備

1 推進体制

(1) 食の安全推進委員会の設置

生産から消費にわたる食の安全・安心確保に関し、消費者、生産者、加工・ 流通事業者等の広範な分野の県民参画による施策の展開を図るため、条例第 20条の規定に基づき、食の安全推進委員会を設置する。

(2) 庁内連携・地域連携の強化

施策を総合的かつ効果的に推進し、食品の生産から消費に至る一連の行程の各段階に応じ適切に講ずるため、「埼玉県食の安全推進会議」(以下、「推進会議」という。) を設置し、恒常的に施策の進捗状況を把握し情報提供を行う。

また、地域に応じた食の安全・安心確保に関する一元的な施策の推進を図るため、「食の安全地域推進会議」を設置する。

2 実行計画の策定等

基本方針に基づく施策を実行していくため、毎年、食の安全・安心の確保に関して講じた施策の内容を当該年度毎の「食の安全・安心確保に向けた施策の実行計画」(以下、「実行計画」という。)として策定する。

また、実行計画には年度毎の目標を定め、実績等は条例第19条に基づき公表する。

3 連携

(1) 国への働きかけ

食の安全・安心確保対策について、食品安全委員会をはじめとする国の機関に対して、政府要望、全国知事会、関東知事会などあらゆる機会を通して働きかけを強める。

(2) 都道府県・市町村との連携強化

関係自治体と相互に連携し、情報交換・情報提供や調査依頼を行うとともに、関係機関等で構成される連絡協議会等に積極的に参画し連携及び情報交換を行う。

(3) 関係団体等との連携強化

農業協同組合、埼玉県農協中央会、全農埼玉県本部や(社)埼玉県食品衛生協会などの食品関係団体及び消費者団体等と協働・連携して、リスクコミュニケーションの実施、構成員への情報発信のほか、食の安全・安心の確保に関する意見などの調査・集約を行う。

VI 危機管理体制の整備

1 平常時の体制整備と緊急事態への対処

食の安全・安心の確保が損なわれる重大な事態が生じた場合、又は当該事態の生じるおそれがある場合に迅速かつ適切に対処するため、条例第15条に基づき必要な体制を整備する。

また、地域の健康危機管理の拠点としての保健所の機能を強化する。

(1) 平常時の危機管理体制

平常時からの危機管理体制を推進し、初動体制を遅滞なく機能させるため、推進会議に危機管理対策専門部会を設置する。

また、健康危機管理に関して基本的な考え方を定めた基本指針を整備する。

(2) 緊急事態への対処

緊急事態の発生に備えて、食品安全についての対処方法を定めたマニュ アルを作成する。

2 情報の共有化と情報の提供等

市町村と連携して、平常時から食に関する安全・安心情報を提供するととも に、多くの機会を通じて情報の共有を行う。

また、緊急時には、食品による被害が生じ、又は生じるおそれがある情報の 収集分析を行い、迅速かつ正確な情報提供と説明により、県民の健康保護と 風評被害発生を防ぐ。

附則

この方針は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この方針は、令和元年5月14日から施行する。